



共生社会の実現に向けて

～障害者差別解消法とは～

我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

本法における「障害者」とは、障害者手帳を持っている人だけではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます。)、そのほか心や体のはたらきに障害のある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です(障害のあるこどもも含まれます)。

不当な差別的取扱い

禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

合理的配慮の提供(令和 6 年 4 月 1 日から事業者も義務)

- ・障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- ・障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
- ・「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。

合理的配慮の 具体例



飲食店で車椅子のまま
着席したい。

机に備え付けの椅子を片付
けて車椅子のまま着席でき
るスペースを確保した。



文字の読み書きに時間がかかるため、セ
ミナーへの参加中にホワイトボードを最
後まで書き写すことができない。

書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマ
ートフォン、タブレット型端末などで、ホ
ワイトボードを撮影できるようにした。

内閣府 HP より

※人権福祉センターでは、市民の皆様に向けた講座や無料のカウンセリング・弁護士相談を行っています。

詳しくは、裏面の案内もご覧ください。



～LGBTQ+トークルーム～『ゆるうむ。』のご案内



中央人権福祉センターではLGBTQ コミュニティスペース「Mx.とっとり」に加え、より少人数で相談や話をしたい方が対象のコミュニティ『ゆるうむ。』を毎月1回開催しています。
ひとりで悩まず、だれかと話をしてみませんか？

～LGBTQ+トークルーム～

『ゆるうむ。』

～対象～

- ・自分のセクシュアリティで悩んでいる方
- ・ご家族やご友人
- ・身近な関係者

毎月1回木曜日 随時開催

13:00～15:00

※場所は申込み後にお知らせします
詳しくはHPをご覧ください

鳥取市では、セクシュアルマイノリティの方・はっきりとわからない・きめたくない方の居場所のコミュニティスペース「Mx.とっとり」(当事者のみの参加)を毎月開催しています

おひとりおひとりの安心・安全は守られます
ご心配な方は右記まで気軽に問合せ下さい

「Mx.とっとり」



「ゆるうむ。」



【お問合せ】

鳥取市中央人権福祉センター

tel:(0857)24-8241

Fax:(0857)24-8067

mail:jin-chuo@city.tottori.lg.jp

『ゆるうむ。』は、より少人数で相談や話をしたい方が対象のコミュニティです

ひとりで抱えず、だれかと話をしてみませんか？
わからないことをだれかと共有してみませんか？
話すだけで少し心が軽くなるかもしれません

日々のモヤモヤや周りに言えていない悩みを気兼ねなく話せる居場所です(当事者同席)

相談無料

2月 人権・生活相談日程

カウンセラー相談

【開催日】 2月10日(火)・24日(火)

【時間】 ①15:00～15:50

②16:00～16:50

【定員】 各回1人



夜間弁護士相談

【開催日】 2月19日(木)

【時間】 ①18:30～19:00

②19:15～19:45

③20:00～20:30

【定員】 各回1人

【より親しんでいただける広報紙へ】

人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。

アンケートにお答えいただけたら幸いです。

回答はこちらから

